

申告が必要な場合

「7ページの「申告の必要があるかどうか迷ったら」参照」
このほか、次のような場合などがあります。

- 勤務先から、大竹市へ給与支払報告書の提出がされていない。
 - 勤務先で年末調整が済んでいない方や、複数の仕事を掛け持ちされている方は、確定申告が必要な場合があります。
 - 生命保険の満期返戻金（一時金）や個人年金を受け取った。
- などの場合は申告が必要です。

申告が不要な場合

「7ページの「申告の必要があるかどうか迷ったら」参照」
このほか、次のような場合があります。

- 年間収入が公的年金収入（400万円以下）のみで、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除など）以外の各種控除（医療費控除など）を追加する必要がない場合。

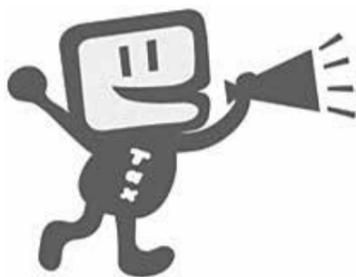
市県民税申告・所得税確定申告

— 準備はお早めに —

申告受付期間

2月16日水 ▶ 3月15日火

問い合わせ 市民税務課 ☎59-2128



2月16日(水)から令和3年中の収入について、市県民税の申告と所得税の確定申告の受け付けが始まります。
令和4年1月1日現在、市内在住で、申告が必要な方は、期間中に申告をしてください。
所得税の確定申告をすれば、市県民税の申告は不要です。
市県民税申告や確定申告は、税額を決める重要な手続きです。申告の結果によっては、所得税が納付、または還付になる場合があります。

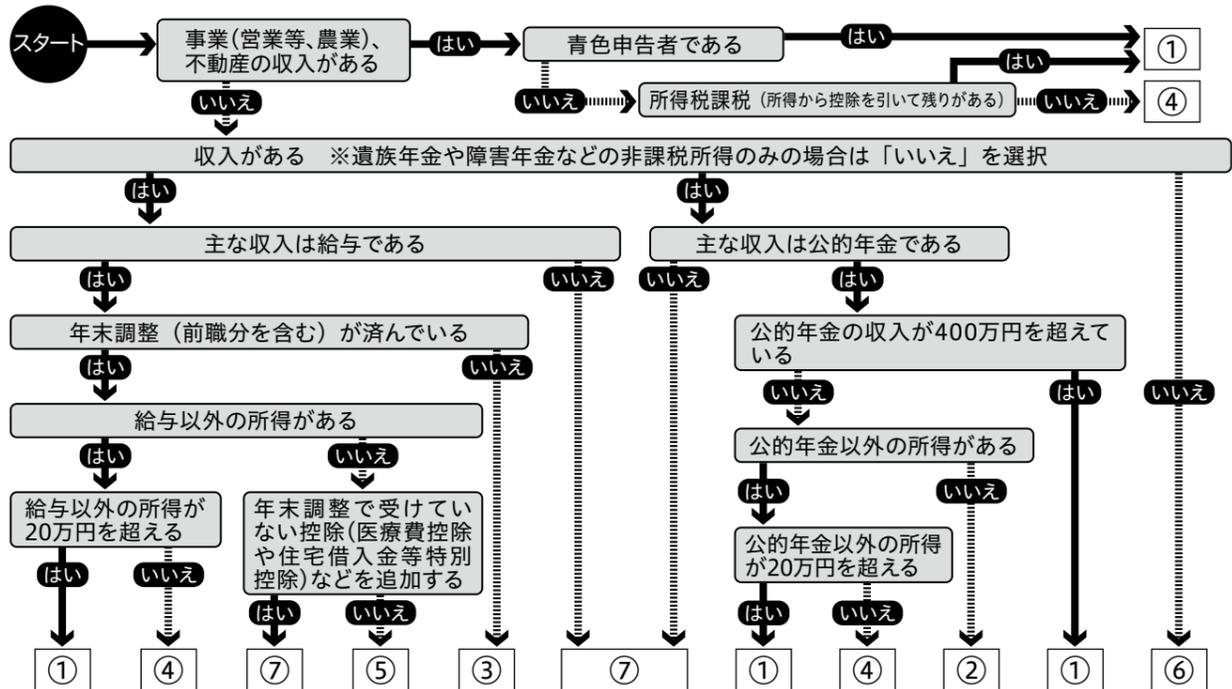
申告に必要なもの

市広報2月号でもお知らせしますが、事前準備の参考にしてください。

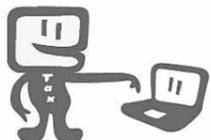
- 「昨年との変更点」
- 印鑑が不要になりました。
- 「必ず持参するもの」
- 本人確認物（申告者のマイナンバーカードまたは、マイナンバー通知カードなどの番号確認書類と運転免許証などの身元確認が可能なもの）（控除対象の扶養親族などのマイナンバーが分かるもの）
- 「収入関係（該当する場合は必ず持参）」
- 給与や公的年金がある方は、源泉徴収票（複数ある場合は全て必要です。忘れた場合は自宅に取りに帰ってもらうか、紛失された場合は発行元に再発行をお願いすることになります）。
- 事業所得や不動産所得がある方は、収支の内訳が分かるもの（収支内訳書など、収入・支出に関する帳簿や領収書などを整理し、準備してください）。
- 生命保険の満期返戻金（一時金）や個人年金を受けた方は、令和3年中に支払われた額の支払証明書（経費などの記載があるもの）など
- 事業、雑収入、シルバー人材センター配分金に関する支払調書など
- 「控除関係」
- 医療費控除を申告する方は、「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」など（領収書添付・提示のみでは受け付けできません。必ず人別・病院別の合計を計算しておいてください）。
- 生命保険料や地震保険料の控除証明書
- 健康保険料などの社会保険料の納付確認書、領収書など
- 市に支払った国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付確認書（いずれも年金からの天引き分を除くものが記載）は、1月下旬に送付予定です。
- 非課税年金（遺族年金、障害年金など）から保険料が天引きされている方のうち、申告する方は、市民税務課に問い合わせてください。

申告の必要があるかどうか迷ったら

フローチャートは一般的な例であり、個々の状況により異なる場合があります。参考としてお使いください。
ここでいう所得とは、収入から経費を差し引いた利益のことです。



- ① 確定申告が必要です。
- ② 確定申告の必要はありません。ただし、所得税が源泉徴収されている方は確定申告することにより所得税が還付となる場合があります。また、市県民税の申告で控除を追加することにより、次年度の市県民税が減額となる場合があります。
- ③ 確定申告が必要となる場合があります。
※申告することで所得税が精算され、その結果により納付または還付が決定します。
- ④ 市県民税の申告が必要な場合があります。
- ⑤ 申告不要です。
- ⑥ 申告の必要はありませんが、申告しないと所得課税証明書の発行ができません。
- ⑦ 確定申告または市県民税の申告が必要です。



申告をしないと

収入がない方、非課税年金（遺族年金、障害年金など）のみの方は、特に注意してください。

- 同一世帯に国民健康保険や後期高齢者医療制度の加入者がいる場合、保険料の軽減などが受けられない場合があります。
- 児童扶養手当の決定が正しくできない場合があります。
- 国民健康保険料の免除申請ができない場合があります。
- 所得課税証明書（所得など

市の会場でも確定申告できます

期間中は、市の申告会場で確定申告ができます。
申告日程・会場などを市広報2月号・市ホームページに掲載します。
※申告内容により、市内で確定申告を受け付けできないものがあります。その場合は、税務署で申告してください。
【例】青色申告、住宅借入金等特別控除の初めての申告、分離課税（土地・建物の売却など）所得の申告など

その他注意

ふるさと納税のワンストップ特例制度を受けた方が、追加で確定申告・市県民税申告を行う場合、ワンストップ特例制度が無効となります。必ず寄付金の領収書を持参してください。

廿日市税務署からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症防止のため

パソコン・スマホで申告 **おススメ**

問い合わせ 廿日市税務署 ☎0829321217



新型コロナウイルス感染症リスク軽減のため、確定申告書は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、自宅などで作成、提出をお願いします。

スマホのカメラで入力新機能導入

なお、令和3年分の確定申告からスマートフォンカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すると、金額などが自動入力できる新機能が導入されました。スマートフォンでの申告書作成が、より一層便利になりました。詳しくは国税庁ホームページの「令和3年分確定申告特集」を確認してください。

申告会場への入場は整理券が必要

確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場にはLINEなどで事前に発行する「入場整理券」が必要です。LINEで国税庁をおともだち登録すると、相談したい日時を事前に指定することができます。(令和4年1月中旬ごろから受け付け)

また、LINEでの予約のほか、会場での当日配布も行いますが、配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。

感染症対策として個別に来署案内

令和3年分確定申告では、感染症対策の一環として、1

国民健康保険と後期高齢者医療保険の医療費通知は 確定申告で利用できます

問い合わせ 保健医療課 ☎592141
市民税務課 ☎592128
廿日市税務署 ☎0829321217

国民健康保険と後期高齢者医療保険の被保険者の方に、医療費通知を送付しています。ご自身の治療などにかかった医療費を確認し、健康の大切さや今後の健康管理と医療費適正化に役立てていただくためです。

医療費通知は国民健康保険の方は市から、後期高齢者医療保険の方は広島県後期高齢者医療広域連合から送付されます。(1月～10月受診分は1月下旬、11月～12月受診分は3月下旬)

医療費通知を添付すれば、医療費控除の明細書の記入を一部省略することができます。ただし11月～12月受診分の医療費通知は、送付が確定申告の時期に間に合いません。そのため11月～12月受診分の領収書に記載された金額をもとに、医療

費控除の明細書を作成し、添付して申告する必要がありますので注意してください。

医療費控除の明細書の添付が必要です

令和2年分の所得税確定申告・令和3年度分の市県民税申告から、医療費控除の明細書の添付が必要になりました。「領収書添付・提示のみ」では申告を受け付けすることができません。

医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

※医療費通知では、広島県外の医療機関を受診すると、医療機関名などが「〇〇県」という表示になることもあります。その場合は、医療費控除の明細書に補記する必要があります。不明な点があれば税務署などに尋ねてください。

医療と介護の自己負担額が高額になったとき

問い合わせ 保健医療課 ☎59-2124

高額医療・高額介護合算制度

1年間の医療保険と介護保険の両方の自己負担額を合計して、自己負担限度額(世帯単位)を超えた場合、その超えた金額が支給されます。支給の際は、それぞれの限度額に応じて案文され、保険者ごとに次の区分により支給されます。

- 高額介護合算療養費・医療保険から給付
- 高額医療合算介護(予防)

自己負担限度額(年額・世帯単位)

同一世帯内の医療保険加入者に係る自己負担額。ただし、高額療養費等の支給を受けたものを除きます。

70歳未満の人(年額・令和2年8月～令和3年7月)

区分	自己負担限度額(年額・世帯単位) 医療保険+介護保険
年間所得901万円超	ア 212万円
年間所得600万円超901万円以下	イ 141万円
年間所得210万円超600万円以下	ウ 67万円
年間所得210万円以下	エ 60万円
市県民税非課税世帯	オ 34万円

70歳以上の人(年額・令和2年8月～令和3年7月)

区分	自己負担限度額(年額・世帯単位) 医療保険+介護保険	
市県民税課税世帯	現役並み所得者Ⅲ	212万円
	現役並み所得者Ⅱ	141万円
	現役並み所得者Ⅰ	67万円
	一般	56万円
市県民税非課税世帯	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者Ⅰ	19万円

※自己負担限度額の区分は、毎年7月31日現在の医療保険を適用します。

例) 夫婦ともに75歳で、自己負担限度額区分が一般かつ、1年間で夫が医療保険で28万円、介護保険で17万円を支払い、妻が医療保険で6万円、介護保険で19万円支払った。(合計金額は70万円)⇒年間70万円を支払った後に、この制度に基づく支給の申請をすると、基準額56万円を超えた金額(14万円)をお返すことにより、最終的な年間の負担は56万円に留まります。

障害者控除 医療費控除(おむつ代)

問い合わせ 地域介護課 ☎592144

障害者控除

障害者手帳をお持ちでなくても、次の方は障害者控除に必要な認定書が交付できる場合があります。

対象

市内在住の65歳以上の方で、身体の障害または認知症の状態が一定の基準に該当すると福祉事務所長が認定した方

医療費控除(おむつ代)

おむつを使用している方で、次の方は医師のおむつ使用証明がなくても、おむつ代の医療費控除に必要な確認書が交付できる場合があります。

対象

要介護認定を受けており、一定の基準に該当する方で、おむつ代を昨年に引き続き医療費控除として申告する方

申請

いずれも地域介護課へ。認定書または確認書の交付を受けようとする方の印鑑と申請者の印鑑をお持ちください。

高額療養費

「外来年間合算」の申請

問い合わせ
保健医療課 ☎592141

平成29年8月と平成30年8月に70歳以上の方の高額療養費制度が見直されました。それに伴い、年間を通して高額の外来診療を受けている方の負担が増えないように、自己負担限度額の上限制度が設け

られました。

対象

基準日 令和3年7月31日
計算期間 令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間

年間上限額 14万4千円
「基準日」に高額療養費の自己負担限度額区分が「一般」または「低所得」に属する70歳以上の方(注1)「計算期間」における外来診療の自己負担額の合計額が「年間上限額」を超える方が「年間上限額」を超える方

申請の手続き

基準日に国民健康保険に加入している方
対象となる方には12月中旬以降、市から申請案内を送っています。

基準日に後期高齢者医療保険に加入している方
高額療養費の口座登録済みの方は手続き不要です。口座登録をしていない方には12月に広島県後期高齢者医療広域連合から申請案内が送られています。

申請案内が届いたら

同封の申請書に必要事項を記入の上、保健医療課または各支所へ申請してください。
令和2年8月1日以降に市外から転入した方など、令和3年7月31日時点で加入して

申し込みに必要なもの

- 対象金融機関のキャッシュカード(暗証番号の入力が必要)
- 来庁者(申込者)の本人確認ができるもの(マイナンバーカードや運転免許証など)
- 申し込み場所と受付時間
市民税務課(市役所本庁2階④番窓口)
平日の8時30分~17時15分
- 申し込み方法
①市民税務課で申込書に必要事項を記入(押印不要)
②専用端末によりキャッシュカードを読み取り

③暗証番号(4桁)を入力

- 注意
申し込みは原則として、口座名義人本人に限ります。
登録できる口座は「普通口座」のみです。
一部のキャッシュカード(法人カード、代理人カード、貯蓄預金カード、カードローンカードなど)は取り扱えない場合があります。
- 対象金融機関以外で口座振替を希望する場合は、各金融機関の窓口で申し込んでください。

市役所で市税などの口座振替登録ができます

「ページー口座振替受け付けサービス」

問い合わせ 市民税務課 ☎59-2127

金融機関のキャッシュカードがあれば、市民税務課の専用端末で簡単に口座振替登録できます。

口座振替登録の申し込みから振替開始までの時間が従来よりも短縮され、金融機関の届け出印も不要です。
これまでどおり、金融機関に届け出印を持参し、申し込みすることもできます。
市税などの納付は、納め忘れがなく、便利で確実な口座振替をご利用ください。

対象となる税目

- 市県民税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税(種別割)
- 国民健康保険料(普通徴収)
- 介護保険料(普通徴収)

対象となる金融機関

- 後期高齢者医療保険料(普通徴収)
- 市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料
- 保育料、副食費
- 放課後児童クラブ負担金
- 四国銀行
- 山口銀行
- もみじ銀行
- 西京銀行
- 広島信用金庫
- 中国労働金庫
- ゆうちょ銀行(令和4年1月4日開始予定)
- 佐伯中央農業協同組合(令和4年4月1日開始予定)

ワクチン相談窓口など

・広島県新型コロナウイルスワクチン相談窓口(専門的・一般的相談窓口)

電話 082-513-2847

ファクス 082-211-3006

24時間・土・日曜日、祝日対応

・新型コロナウイルスワクチン接種の総合案内
コロナワクチンナビ



固定資産税の償却資産

申告期限
1月31日

問い合わせ
市民税務課 ☎59-2129

1月1日現在で、市内に事業の用に供する償却資産を所有する法人・個人は、資産の多少、異動の有無に関わらず、毎年、期限までに償却資産の申告が義務づけられています。償却資産申告書を市民税務課に提出してください。

対象となる償却資産

土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産。構築物、機械・装置、船舶、車両および運搬具、工具・器具・備品など。

なお、自動車税、軽自動車税の対象となる車両などは申告対象となりません。

大竹市での

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種のお知らせ VOL.8

COVID-19
VACCINE

大竹市新型コロナウイルスワクチン専用電話

☎28-1611 受付時間 8時30分~17時(土・日曜日、祝日除く)

接種費用(無料)

ワクチン接種(任意)

追加(3回目)接種

追加(3回目)接種の方には、追加接種用の接種券を発送します。

- 接種券を紛失した場合 大竹市新型コロナウイルスワクチン専用電話(28-1611)へ連絡してください。
- 接種券が届かない場合 初回(1・2回目)接種後に大竹市に転入した方や、在日米軍従業員で初回接種(1・2回目)の方などは、接種後7カ月以上経過してから申請してください。

対象	2回目接種を完了した人のうち、3回目接種日時点で18歳以上の方
接種間隔回数	2回目接種の完了後、おおむね8カ月(右記一覧の予定)1回
使用するワクチン	mRNAワクチン(ファイザー社ワクチン、武田/モデルナ社ワクチン)
接種期間	令和4年2月以降、令和4年9月30日までの予定 ※接種開始時期は決まりしだい、市ホームページなどでお知らせしますので、広島西医療センターや個別医療機関への問い合わせは控えてください。
実施場所	①集団接種:広島西医療センター特設会場 ②個別接種:委託医療機関 ※広島県内は、広域接種が可能。 (住所地外接種であっても、「住所地外接種届」の提出が不要)

◎2回目接種を集団接種で受けられた方には、「集団接種に係る事前確認」のための意向調査をしますので、回答をお願いします。
意向調査の結果、集団接種(広島西医療センター特設会場)を希望された方には、あらかじめ追加(3回目)接種の日程を入れて通知する予定です。

2回目接種の時期	3回日用接種券の発送時期	3回目接種可能時期
令和3年3月・4月	令和3年12月1日(発送済み)	令和3年12月以降
令和3年5月 ※	令和3年12月末(発送済み)	令和4年1月以降
令和3年6月	令和4年1月末	令和4年2月以降
令和3年7月	令和4年2月末	令和4年3月以降
令和3年8月	令和4年3月末	令和4年4月以降
令和3年9月	令和4年4月末	令和4年5月以降
令和3年10月	令和4年5月末	令和4年6月以降
令和3年11月	令和4年6月末	令和4年7月以降
令和3年12月	令和4年7月末	令和4年8月以降

◎現時点の予定です。国からの指示などで予定に変更が生じる場合があります。
※市の集団接種特設会場で接種された方は、令和4年1月末から順次発送となります。

初回(1・2回目)接種希望の方へ

初回接種の未接種者は、令和4年9月30日まで接種可能です。

ただし、現在は、接種を希望する方が少ないため、当面、市が集約して予約を受け付け、医療機関に接種を依頼しています。

希望される場合は、大竹市新型コロナウイルスワクチン専用電話へ。